

令和4年1月24日

令和4年度「神戸市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る労働者派遣事業者募集に関する質問回答

【質問1】

契約金額の上限額 82,760 千円（消費税及び地方消費税を含む）とあるが、提出する見積書は時間単価での派遣単価の見積書のため、時間単価に所定の計算式を教えてください。

→ **【回答】**

上限額 82,760 千円（消費税及び地方消費税を含む）の計算式は以下のとおりです。

・保健師

健康企画課 @×16 日×7.75×12 カ月

国保年金医療課 @×11 日×7.75×12 カ月

各区役所・支所 @×11 人×7.75×22 日×12 カ月

・管理栄養士・歯科衛生士 @×5 人×7.75×10 日×12 カ月

【質問2】

ページ4 提出部数 11部（正本1部 正本写し10部）とあるが、印鑑証明書や決算報告書、委任状を含めたすべての提出書類の写しが10部必要ということか。

→ **【回答】**

正本1部は参加申請書類と企画提案書類 10部は企画提案書類 をご提出ください。

【質問3】

ページ3 提出書類のうち、代表者印鑑登録証明書 は写しでも可能か。

→ **【回答】**

写しで結構です

【質問4】

委任状について、弊社神戸支社の支社長が申請する場合は不要か。

→ **【回答】**

契約書の代表者の方が申請いただく場合は、委任状は不要です。

【質問5】

配点表の地元加点について、弊社は本社が東京で、神戸支社が神戸市内にあるが、その場合でも加点対象ととらえてもよいか。

→ **【回答】**

地元加点につきましては、支社が神戸の場合でも加点はあります。

【質問6】

「プロポーザル参加申請書兼誓約書」の代表者の印鑑は、会社の印でよいか。

→ **【回答】**

会社の印で結構です。

【質問7】

代表者印鑑登録証明書は写しでよいか。

→ **【回答】**

写しで結構です。